

平成 29 年 4 月 7 日
科発 0 4 0 7 第 1 号

関 係 大 学 の 長
関 係 施 設 等 機 関 等 の 長
関 係 各 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
都 道 府 県 知 事 殿
特 別 区 の 長
保 健 所 設 置 市 の 長
各 関 係 団 体 の 長



厚生労働省大臣官房厚生科学課長



「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の一部改正について（通知）

遺伝子治療等臨床研究（以下「研究」という。）については、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号。以下「旧指針」という。）により、その適正な実施を図ってきたところですが、今般、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独個法」という。）（以下「個情法等」という。）の改正等に伴い指針の見直しを行い、平成 29 年 4 月 7 日付けで、「遺伝子治療等臨床研究に関する倫理指針の一部を改正する件」（平成 29 年厚生労働省告示第 174 号。以下「改正告示」という。）を告示しましたので、別添のとおり通知します。改正の趣旨は下記 1、主な改正点は下記 2 のとおりです。また、本改正に伴い「遺伝子治療等臨床研究指針について」（平成 27 年 8 月 12 日付け科発 0812 第 1 号当職通知）の一部を下記 3 のとおり改正します。

改正告示による改正後の指針（以下「新指針」という。）については、厚生労働省の補助金等の交付を受けて研究を行う場合に、これを遵守せず研究事業を実施した場合は、補助金の交付決定の取消し、返還等の処分を行うことがあるなど、引き続き厳格な運用を行う方針であり、新指針が遵守されるよう、周知徹底をお願いします。また、各研究機関においては、新指針に基づき研究が適正に行われるよう、必要な対応をお願いします。

記

1. 改正の趣旨について

個人情報法の改正により、個人情報の範囲の明確化、個人情報の適正な流通の確保、パーソナルデータの利活用ができる環境の整備等が図られたこと等を受け、研究における個人情報の適切な取扱いを確保するため、昨年4月より、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の三省合同会議において、指針等の見直しについて検討を行ってきた。今般、昨年実施したパブリック・コメントにおける意見や、三省合同会議における「個人情報保護法等の改正に伴う指針の見直しについて（最終とりまとめ）」（平成28年12月公表）を踏まえ、平成29年4月7日に告示するとともに、同年5月30日から施行（一部告示日と同日）することとした。

2. 主な改正点について

(1) 用語の定義の見直し

個人情報法の改正において、新たに定義された個人識別符号（例：ゲノムデータ等）、要配慮個人情報（例：病歴等を含む個人情報）、匿名加工情報及び非識別加工情報の用語を追加した。併せて、旧指針において定義していた「連結可能匿名化」の用語を廃止した。また、連結可能匿名化の定義の記載に含まれていた「対応表」という用語を定義した。

(2) インフォームド・コンセント等の手続の見直し

1) 試料・情報の提供に関する記録の作成及び保存の義務の追加

個人情報法の改正に伴い、個人情報のトレーサビリティの確保の観点から第三者提供時の提供元機関及び提供先機関において、記録の作成及び確認等の手続が新たに規定されたことから、新指針でも、提供元機関及び提供先機関において試料・情報の提供に関する記録の作成及び保存を求めることとした。

2) 海外にある者への試料・情報の提供に関する規定の追加

個人情報法において、外国への個人データの移転について一定の規律を設ける必要性が増大してきたこと、また個人情報の保護に関する国際的な枠組み等との整合を図ることを理由として、外国にある第三者への提供の制限に関する規定が設けられたことに伴い、新指針においても、全ての研究機関を対象に、海外にある者に試料・情報を提供する際の同意取得等に関する規定を追加した。

(3) 経過措置等

以下の内容について経過措置等を設けている。

- ・新指針の施行前に、新指針の規定に対応するため、研究計画書の作成、変更等の準備行為をすることができる。
- ・既に提供者又は代諾者等から個人情報の取扱いについて同意を受けている場合であって、その同意が海外にある者への提供を認める旨の同意に相当する場合は、海外への提供に関

する同意があったものとみなす。

3. 「遺伝子治療等臨床研究指針について」（平成 27 年 8 月 12 日付け科発 0812 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）の改正について

第 4 研究計画書の記載事項等に関する事項の（5）中「第三十の四の 3」を「第三十一の四の 3」に改める。

別紙様式第 1 を別紙 1 のとおり改める。

別表 1 を別紙 2 のとおり改める。

4. 指針運用窓口について

新指針の運用に関する疑義照会等については、下記に掲げる指針運用窓口において受け付けることとする。

なお、医学的又は技術的に専門的な事項にわたる内容については、必要に応じ専門家の意見も踏まえて対応する。

【指針運用窓口】

○厚生労働省大臣官房厚生科学課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

03-3595-2171（直通）

FAX：03-3503-0183

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

特殊な投与機器又は医療材料	使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	機器等の概要	
特許解析と品質試験の概要		
安全性、有効性及び生体内分布の実施された非臨床試験一覽		
遺伝子治療等臨床研究の実施が可能であると判断した理由		
情報公開の方法		

被験者が受ける経済的負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
被験者が受ける謝礼の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
重篤な有害事象が発生した際の対応	
研究によって生じた健康被害に対する補償の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究実施後における医療の提供について	
業務委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
試料・情報について、同意を受ける時点では特定されない将来の研究への活用可能性又は他の研究機関への提供の可能性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
監査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

備考 (共同研究機関の実施状況等)	
----------------------	--

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2. この申請書は、正本1通及び副本2通を提出すること。

	① 製造に用いる原材料	
	② ウイルスベクターの製造に用いるプラスミドやウイルス、細胞等の構築方法及びバンクシステム	
	③ ウイルスベクターの製造工程と工程管理	
2)	ウイルスベクター以外の方法を用いて遺伝子導入を行う場合	
	イ 遺伝子導入方法	
	ロ プラスミドベクター及びキャリアーの作製方法	
	① 製造に用いる原材料	
	② プラスミドベクターの構築方法及びバンクシステム	
	③ キャリアーの構造又は組成（キャリアーを用いて遺伝子導入する場合）	
	④ プラスミドベクターの製造工程と工程管理	
(4)	被験者に投与する最終産物の組成	
9	特性解析と品質試験	
(1)	ウイルスベクターや非ウイルスベクターの特性解析と品質試験	
1)	特性解析	
2)	感染性因子に関する試験	
	① 無菌試験（細菌及びカビの試験）	
	② マイコプラズマ否定試験	
	③ 迷入感染性因子（ウイルス）試験	
	④ 増殖性ウイルス試験（ウイルスベクターの場合）	
3)	純度試験（不純物試験）	
4)	力価・生物活性（導入遺伝子の活性を含む。）	
5)	含量（投与における物理量等）	
6)	製品の特性に応じて実施する試験	
7)	安定性	
10	被験者への投与に用いられる特殊な機器や医療材料	
11	非臨床試験における安全性及び有効性の評価	
(1)	臨床的有効性を予測するための試験	
(2)	生体内分布	
(3)	非臨床試験における安全性の評価	
1)	一般毒性	
2)	その他	
	① 免疫原性	
	② 遠隔毒性	
	③ 生殖細胞への意図しない幅広いリスク	
	④ 併用療法における安全性評価	
(4)	非臨床試験の成績の総括	
12	遺伝子治療等臨床研究の実施が可能であると判断した理由	
13	第二十二に規定するインフォームド・コンセントを受	

	ける手続等（同規定に、説明及び同意に関する事項を含む。）	
14	個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法を含む。）	
15	被験者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策	
16	試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法	
17	研究機関の長及び倫理審査委員会への報告内容及び方法	
18	研究の資金源等、研究機関の遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反及び個人の利益等、研究者の遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反に関する状況	
19	遺伝子治療等臨床研究に関する情報公開の方法	
20	被験者等及びその関係者からの相談等への対応	
21	代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合には、第二十三の規定による手続（第二十二及び第二十三の規定による代諾者の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。）	
22	インフォームド・アセントを得る場合には、第二十三の規定による手続（説明に関する事項を含む。）	
23	被験者に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容	
24	重篤な有害事象が発生した際の対応	
25	遺伝子治療等臨床研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容	
26	被験者への遺伝子治療等臨床研究の実施後における医療の提供に関する対応	
27	遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取扱い	
28	遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合に、当該業務内容及び委託先の監督方法	
29	被験者から取得された試料・情報について、被験者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供される可能性がある場合には、その旨と同意を受ける時点において想定される内容	
30	第三十四の規定によるモニタリング及び監査の実施体制及び実施手順	
31	その他必要な事項	

※ 各「研究計画書に記載しなければならない事項」について、研究計画書の主な対応頁を記載すること。対応する別紙や別添資料がある場合はそれらの名称を記載すること。また、研究計画書に記載しなければならない事項について、当該研究計画書に該当する項目がない場合は、「該当なし」と記入すること。

なお、各研究計画書に記載しなければならない事項について、上記以外に特筆すべき内容がある場合は、各事項欄に簡潔に追記すること。

別表1 研究計画書に記載しなければならない事項及びその内容

事項	内容
1 遺伝子治療等臨床研究の名称	
2 研究責任者及びその他の研究者（他の研究機関と共同して研究を実施する場合には、総括責任者及び共同研究機関の研究責任者を含む。）の氏名並びに当該遺伝子治療等臨床研究において果たす役割	(1) 研究責任者の氏名 (2) 研究責任者以外の研究者の氏名及びその担当する役割
3 研究機関及び共同研究機関の名称及びその所在地	
4 遺伝子治療等臨床研究の目的及び意義	
5 遺伝子治療等臨床研究の実施方法及び期間	(1) 遺伝子治療等臨床研究を含む全体の治療計画 (2) 遺伝子治療等臨床研究の実施方法 ① 対照群の設置方法 ② 被験者への遺伝子導入方法（品質、安全性、有効性及び非臨床試験に関する事項を除く。） ③ 前処置及び併用療法の有無 ④ 臨床検査項目及び観察項目 ⑤ 予測される副作用及びその対処方法 ⑥ 遺伝子治療等臨床研究の評価方法、評価基準及び中止判断基準 ⑦ 症例記録に関する記録用紙等の様式 (3) 研究期間及び目標被験者数
6 対象疾患及びその選定理由	(1) 対象疾患に関する現時点での知見 (2) 当該遺伝子治療等臨床研究の概要 (3) 他の治療法との比較及び遺伝子治療を選択した理由
7 被験者の選定方針	被験者の選択基準及び除外基準
8 導入する遺伝子及び遺伝子の導入方法 (※)	当該導入遺伝子及び当該遺伝子導入方法を選択した理由やベクターに関する安全性情報等
	1) 遺伝子治療用ベクターの遺伝子構造

2) 導入遺伝子の由来及び構造と機能 3) 発現調節エレメントの構造と機能 4) 導入遺伝子からの発現産物の構造と機能 5) その他のエレメント及び翻訳可能領域の配置と機能	
(3) 遺伝子の導入方法	1) ウイルスベクターを用いて遺伝子導入を行う場合 イ ウイルスベクターの由来、粒子構造と機能 ロ ウイルスベクターの製造方法 ① 製造に用いる原材料 ② ウイルスベクターの製造に用いるプラスミドやウイルス、細胞等の構築方法及びバンクシステム ③ ウイルスベクターの製造工程と工程管理 2) ウイルスベクター以外の方法を用いて遺伝子導入を行う場合 イ 遺伝子導入方法 ロ プラスミドベクター及びキャリアーの作成方法 ① 製造に用いる原材料 ② プラスミドベクターの構築方法及びバンクシステム ③ キャリアーの構造又は組成（キャリアーを用いて遺伝子導入する場合） ④ プラスミドベクターの製造工程と工程管理 【参考】 3) 体外で目的細胞に遺伝子導入を行う場合（ex vivo 遺伝子治療等臨床研究の場合） イ 標的とする細胞の種類、採取法及び加工方法 ロ ドナーの適格性 ハ 遺伝子導入細胞の加工方法（遺伝子導

	入操作及び細胞培養)	
9	(4) 被験者に投与する最終産物の組成 特性解析と品質試験 (※)	<p>(1) ウイルスベクターや非ウイルスベクターの特性解析と品質試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 特性解析 感染性因子に関する試験 <ol style="list-style-type: none"> 無菌試験 (細菌及びカビの試験) マイコプラズマ否定試験 迷入感染性因子 (ウイルス) 試験 増殖性ウイルス試験 (ウイルスベクターの場合) 純度試験 (不純物試験) 力価・生物活性 (導入遺伝子の活性を含む。) 含量 (投与における物理量等) 製品の特性に応じて実施する試験 安定性 <p>【参考】</p> <p>(2) 遺伝子導入細胞の特性解析と品質試験 (ex vivo 遺伝子治療等臨床研究の場合) 遺伝子導入細胞の特性解析と品質試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 特性解析 感染性因子に関する試験 <ol style="list-style-type: none"> 無菌試験 (細菌及びカビの試験) マイコプラズマ否定試験 迷入感染性因子 (ウイルス) 試験 増殖性ウイルス試験 (ウイルスベクターの場合) 純度試験 (不純物試験) 細胞数

		5) 生存率 6) 力価・生物活性 7) 安定性
10	被験者への投与に用いられる特殊な機器や医療材料 (※)	
11	非臨床試験における安全性及び有効性の評価 (※)	
	(1) 臨床的有効性を予測するための試験	
	(2) 生体内分布	
	(3) 非臨床試験における安全性の評価	<ol style="list-style-type: none"> 一般毒性 その他 <ol style="list-style-type: none"> 免疫原性 造腫瘍性 生殖細胞への意図しない組み込みリスク 併用療法における安全性評価 <p>臨床研究を安全に実施できるとした根拠並びに臨床初期投与量及びその妥当性</p>
	(4) 非臨床試験の成績の総括	
12	遺伝子治療等臨床研究の実施が可能であると判断した理由	
13	第二十二に規定するインフォームド・コンセントを受ける手続等 (同規定による説明及び同意に関する事項を含む。)	
14	個人情報等の取扱い (匿名化する場合にはその方法を含む。)	
15	被験者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに当該負担及びリスクを最小化する対策	
16	試料・情報 (研究に用いられる情報に係る資料を含む。) の保管及び廃棄の方法	
17	研究機関の長及び倫理審査委員会への報告内容及び方法	
18	研究の資金源等、研究機関の遺伝子	

治療等臨床研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者の遺伝子治療等臨床研究に係る利益相反に関する状況	
19 遺伝子治療等臨床研究に関する情報公開の方法	
20 被験者等及びその関係者からの相談等への対応	
21 代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合には、第二十三の規定による手続（第二十二及び第二十三の規定による代諾者の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。）	
22 インフォームド・アセントを得る場合には、第二十三の規定による手続（説明に関する事項を含む。）	
23 被験者に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容	
24 重篤な有害事象が発生した際の対応	
25 遺伝子治療等臨床研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容	
26 被験者への遺伝子治療等臨床研究の実施後における医療の提供に関する対応	
27 遺伝子治療等臨床研究の実施に伴い、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、被験者に係る研究結果（偶発的所見を含む。）の取り扱い	※当該研究において、ヒトゲノム・遺伝子の解析を行う予定があり、被験者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合は本項目を記載すること。単に、導入遺伝子がゲノムに組み込まれる可能性をもって本項目を記載する必要はない。
28 遺伝子治療等臨床研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法	
29 被験者から取得された試料・情報について、被験者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いら	

れる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨と同意を受けるとき点において想定される内容	
30 第三十四の規定によるモニタリング及び監査の実施体制及び実施手順	
31 その他必要な事項	

(※)の項目の記載に当たっては、別表1の別添「遺伝子治療等臨床研究計画書に係る品質及び安全性に関する評価項目の記載における留意事項について」を参照すること。

別表2 研究計画書に添付しなければならない資料及びその内容

資料	内容
1 研究者の略歴及び研究業績	
2 研究機関の施設設備の状況	
3 研究機関における当該遺伝子治療等臨床研究に関する有効性を示唆する試験及び安全性に関する研究の成果がある場合には、当該試験及び研究の成果 ^{*1, *2}	<p>(1) 培養細胞や実験動物を用いた研究の成果</p> <p>① 研究の概要に加え、培養細胞における遺伝子導入効率及び導入された遺伝子の発現とその持続性、導入された遺伝子により発現されたタンパク質等の機能等についての詳細な研究成果</p> <p>② 臨床研究における有効性の示唆、又は安全性の担保に関し、研究機関等で得られている詳細なデータ及びその総括</p> <p>(2) 関連する研究成果についての投稿論文等の情報</p>
4 遺伝子治療等臨床研究に関連する研究機関以外の国内外の研究状況	<p>特に同一のベクター又は当該ベクターの基になったベクターを用いて実施された国内外の研究状況</p>
5 インフォームド・コンセントにおける説明文書及び同意文書の様式	<p>インフォームド・コンセントにおける説明文書及び同意文書様式（インフォームド・アセントを受ける場合はインフォームド・アセントにおける説明文書及び同意文書様式も含む。）</p>
6 その他必要な資料 ^{*2}	<p>(1) 類似の遺伝子治療等臨床研究の成果</p> <p>(2) ベクターの全塩基配列</p> <p>(3) ベクター作製方法に関する詳細な情報</p> <p>(4) ベクターの試験成績書（ベクターの品質試験やベクターの安全性試験を含む。）</p> <p>(5) 遺伝子導入細胞の詳細な調製方法（培地、培養方法等の資料や遺伝子導入細胞の試験成績を含む。）</p> <p>(6) 個人情報取扱実施規程</p>

*1：外部機関より導入したベクターを使用する研究の場合は、導入先から得た詳細なデー

タを添付すること。

*2：必要となる資料の範囲は目的とする遺伝子治療やベクターの特性に応じて異なるため、全ての研究においてこれら全ての資料の提出を求めるとはならず、実施する研究に応じて必要と判断される資料を提出すること。